

令和3年6月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

政策総務課

# 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第47号	宇治市手数料条例の一部を改正する条例を制定する について	宇治市手数料条例	1
議案第48号	宇治市市税条例等の一部を改正する条例を制定する について	宇治市市税条例 宇治市市税条例等の一部を改正する条例	2
議案第49号	宇治市文化会館条例の一部を改正する条例を制定す るについて	宇治市文化会館条例	9
議案第50号	宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正す る条例を制定するについて	宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例	11

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第51号	宇治市都市公園条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市都市公園条例	12
議案第52号	宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市総合野外活動センター条例	14

宇治市手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料の種類	手数料の額	手数料の種類	手数料の額
(1)～(13) 略		(1)～(13) 略	
(14) 個人番号カード(電子証明書に係る部分を除く。)の再交付手数料	800円	(14) 削除	
(15)～(37) 略		(15)～(37) 略	
備考 略		備考 略	

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第13条 略                      (個人の市民税の非課税の範囲及び法人の市民税の課税免除)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数                      _____に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>3 略</p> <p>第15条～第28条の2 略                      (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公</p>	<p>第1条～第13条 略                      (個人の市民税の非課税の範囲及び法人の市民税の課税免除)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>3 略</p> <p>第15条～第28条の2 略                      (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第29条～第145条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の2 略</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数</p> <p>_____に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第29条～第145条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の2 略</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第5条～第8条の2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～16 略</p> <p>17・18 略</p> <p>第8条の4～第30条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第31条 略</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第5条～第8条の2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～16 略</p> <p><u>17 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>18・19 略</u></p> <p>第8条の4～第30条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
	<p>条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(宇治市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条 宇治市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条の改正規定～第17条の改正規定 略</p> <p>第44条第1項中「、第4項、第19項、第22項及び第23項」を「、第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「、第4項、第19項及び第23項」を「、第31項及び第35項」に、「、同条第22項」を「、同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35</p>	<p>(宇治市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>第3条 宇治市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条の改正規定～第17条の改正規定 略</p> <p>第44条第1項中「、第4項、第19項、第22項及び第23項」を「、第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「、第4項、第19項及び第23項」を「、第31項及び第35項」に、「、同条第22項」を「、同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「、同条第42項」を「、<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項前段中「第10項」を「第9項」に改め、同項後段中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「、第10項」を「、第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項本文中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第61項</u>」に、「第10項」を「第9項」に、「、第13項前段」を「、第12項前段」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項本文中「第13項後段」を「第12項後段」に、「、第15項」を「、第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に、「、第13項後段」を「、第12項後段」に改め、同項を同条第16項とする。</p> <p>第45条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法</p>	<p>項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「、同条第42項」を「、<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項前段中「第10項」を「第9項」に改め、同項後段中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「、第10項」を「、第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項本文中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第69項</u>」に、「第10項」を「第9項」に、「、第13項前段」を「、第12項前段」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項本文中「第13項後段」を「第12項後段」に、「、第15項」を「、第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に、「、第13項後段」を「、第12項後段」に改め、同項を同条第16項とする。</p> <p>第45条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)]を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。</p> <p><u>第47条第4項</u> から第6項までを削る。</p> <p>第101条の改正規定・附則第2条の2の改正規定 略</p> <p>第4条 略</p>	<p>第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)]を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。</p> <p><u>第47条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</u></p> <p>第101条の改正規定・附則第2条の2の改正規定 略</p> <p><u>附則第3条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</u></p> <p>第4条 略</p>

宇治市文化会館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 略 (使用料)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定に基づき、文化会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める 使用料及び規則で定める額の附属設備使用料 を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第14条 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (使用料)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定により文化会館 の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額の使用料及び規則で定める額の附属設備使用料(以下「使用料」と総称する。)を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第14条 略 (利用料金)</p> <p>第15条 前条第1項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>3 利用料金の額は、第6条第1項に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p>

宇治市文化会館条例新旧対照表

現行							改正案																																
<p>第15条 略</p> <p>別表(第6条関係 _____)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用時間 使用料の 区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午 後</th> <th>午後・夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時 から正午 まで</td> <td>午後1時 から午後 5時まで</td> <td>午後6時 から午後 10時まで</td> <td>午前9時 から午後 5時まで</td> <td>午後1時 から午後 10時まで</td> <td>午前9時 から午後 10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>文化会館～ 略</p> <p>中央図書館</p> <p>集会室</p> <p>備考 略</p>							使用時間 使用料の 区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜間	全日	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	<p>4 <u>指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>5 <u>既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p>第16条 略</p> <p>別表(第6条、第15条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用時間 金額の 区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午 後</th> <th>午後・夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時 から正午 まで</td> <td>午後1時 から午後 5時まで</td> <td>午後6時 から午後 10時まで</td> <td>午前9時 から午後 5時まで</td> <td>午後1時 から午後 10時まで</td> <td>午前9時 から午後 10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>文化会館～ 略</p> <p>中央図書館</p> <p>集会室</p> <p>備考 略</p>							使用時間 金額の 区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜間	全日	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
								使用時間 使用料の 区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜間	全日																									
午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで																																		
使用時間 金額の 区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜間	全日																																	
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで																																	

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 略</p> <p>第9条 略</p>	<p>第1条～第8条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 <u>前条第1項の規定により指定管理者にひろばの管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、第2条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>利用料金の額は、第5条第1項から第4項までに定める額を超えない範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>5 <u>既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p>第10条 略</p>



宇治市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
別表第2(第8条、第11条関係 ) 公園施設の設置又は管理～植物公園の有料公園施設 略	別表第2(第8条、第11条、第13条の2関係) 公園施設の設置又は管理～植物公園の有料公園施設 略

宇治市総合野外活動センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第12条 略</p> <p>第13条 略</p> <p>別表(第3条、第6条関係 _____)</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 略</p>	<p>第1条～第12条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 <u>前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>5 <u>既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p>第14条 略</p> <p>別表(第3条、第6条、第13条関係 _____)</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 略</p>